

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年12月10日（火）第574号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除（2件）（森づくり推進課取扱い） 1
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 2
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 3
- 土地改良区管理規程の変更の認可（2件）（農地整備課取扱い） 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 4

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第817号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 6 年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡喜界町大字花良治字カメヤ1876番21・字カ子クマ3088番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第818号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 6 年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
大島郡喜界町大字花良治字カメヤ1876番21・字カ子クマ3088番2（以上2筆について次の

図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び喜界町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第819号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

令和 6 年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名 称	所 在 地		
高松 純	瀬戸内徳洲会病院	大島郡瀬戸内町古仁屋字トンキャン原1358－1	内科	令和 6 年11月29日

鹿児島県告示第820号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和 6 年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
ラポール薬局新屋敷店	鹿児島市新屋敷町20番25－2号しんやしきBLD1F	令和 6 年1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第821号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
クローバー薬局	鹿児島市下伊敷一丁目24番6号	令和 6 年1月1日	精神通院医療
三愛調剤薬局東谷山店	鹿児島市清和四丁目10番45号	令和 6 年1月1日	精神通院医療
薬局ジャックのおくすりやさん	鹿児島市中山町2176番地2	令和 6 年1月1日	精神通院医療
ライム調剤薬局	鹿児島市中山町1917－1	令和 6 年1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第822号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和 6 年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社N・フィールド	大阪市北区堂島浜一丁目4番4号アクア堂島東館	訪問看護ステーションデュール鹿児島	鹿児島市武一丁目28-9ベレーザ武101号室	令和6年1月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第823号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果，西桜島加入区について，同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第824号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により，令和6年9月11日付けで東串良町林田土地改良区の林田頭首工管理規程の変更を認可した。

なお，変更後の林田頭首工管理規程の概要は，次のとおりである。

令和6年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

1 貯水，放流又は取水に関する事項

(1) 水位

上限 標高13.65メートル

下限 標高12.20メートル

(2) 計画取水量

区分 \ 期間	3月20日から 4月4日まで	4月5日から 4月20日まで	4月21日から 10月21日まで	10月22日から 3月19日まで
最大取水量	毎秒0.420立方 メートル	毎秒2.839立方 メートル	毎秒2.626立方 メートル	毎秒0.420立方 メートル

2 点検及び管理に関する事項

(1) 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は，えん堤等の操作に必要な器具等を良好な状態に保つための点検整備を行う。

(2) 管理者は，頭首工及びその周辺について常に監視を行い，危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

(1) 洪水時においては，管理者は，職員を担当部署に配置し，情報の収集を行い，ゲート並びにゲートを操作するために必要な機械及び器具の点検整備，予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置を講じる。

(2) 干ばつ時においては，管理者は，水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し，その指示により措置を講じる。また，必要な場合には，関係機関と協議する。

鹿児島県告示第825号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により，令和6年9月11日付けで東串良町林田土地改良区の昭和頭首工管理規程の変更を認可した。

なお，変更後の昭和頭首工管理規程の概要は，次のとおりである。

令和6年12月10日

鹿児島県知事 塩田康一

1 貯水，放流又は取水に関する事項

- (1) 水位
 上限 標高7.50メートル
 下限 標高6.00メートル

(2) 計画取水量

期間 区分	3月20日から 4月3日まで	4月4日から 4月20日まで	4月21日から 10月21日まで	10月22日から 3月19日まで
最大取水量	毎秒0.924立方 メートル	毎秒0.732立方 メートル	毎秒0.732立方 メートル	毎秒0立方メー トル

2 点検及び管理に関する事項

- (1) 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、えん堤等の操作に必要な器具等を良好な状態に保つための点検整備を行う。
- (2) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

- (1) 洪水時には、管理者は、職員を担当部署に配置し、情報の収集を行い、ゲート並びにゲートを操作するために必要な機械及び器具の点検整備、予備電源設備の試運転その他頭首工の操作に関し必要な措置を講じる。
- (2) 干ばつ時には、管理者は、水位及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置を講じる。また、必要な場合には、関係機関と協議する。

始良・伊佐地域振興局告示第29号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 6 年12月10日

始良・伊佐地域振興局長 向窪憲和

事業所		申請者			指定年月 日	障害児通 所支援の 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
通所支援事業所 sumire	霧島市霧島大窪 389番地4	特定非営利活動 法人ふたつのは な	霧島市霧島大窪 389番地4	安達 敦子	令和 6 年 11月 1 日	放課後等 デイサー ビス

大隅地域振興局告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年12月10日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月 日	障害福祉 サービスの 種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
就労継続支援B 型せとぐち	鹿屋市寿四丁目 9-5	特定非営利活動 法人せとぐち	鹿屋市田淵町 176番地1	飯隈章一郎	令和 6 年 10月31日	就労継続 支援B型

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第131号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 6 年12月10日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P フィーバーダンまち 2 N	株式会社三共	4P0922
ぱちんこ遊技機	e フィーバーダンまち 2 G	株式会社ジェイビー	410498
回胴式遊技機	L 七つの魔剣が支配する P U	K P E 株式会社	4S1345